

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	アイヌ文化体験イベント委託業務
発 注 課	市) 市民生活部アイヌ施策課
選 定 事 業 者	札幌アイヌ協会（会長：阿部 一司）
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、アイヌ民族の間に古くから伝わる伝統文化を広く市民に伝えるとともに、市民自らが体験してもらうことを目的とする事業である。</p> <p>実施に当たっては、札幌におけるアイヌ民族の状況を十分に理解し、専門的な知識や技術を有し、かつ、実施回数が多いため相当数の従事者を用意できる運営体制である必要がある。さらに、業務を確実に実施させるために、本業務と類似の業務を良好に行ってきた実績も必要である。</p> <p>これらの条件を満たす団体は札幌アイヌ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定による随意契約とする。</p> <p>なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格者ではないが、令和4年度において、同種業務を受託し、良好な履行実績がある。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和5年4月7日